

約款・規定集の一部改定のご案内

FFG証券株式会社

令和6年3月9日から、以下のとおり「約款・規定集」を一部改定いたします。

「最良執行方針」についてのお知らせ

(下線部分変更)

新	旧
<p>平成20年3月改訂 平成30年5月改訂 令和4年12月改訂 <u>令和6年3月改訂</u> FFG証券株式会社</p> <p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。 当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券 (現行どおり)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (現行どおり)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由 (1) 上場株式等 <u>PTSを含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。しかし、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要があり、その場合は、お客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要になると考えています。</u> <u>システム開発等に伴う費用等について検討した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行わず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたします。</u> <u>また、金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、さらに、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>4. その他 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>平成20年3月改訂 平成30年5月改訂 令和4年12月改訂 FFG証券株式会社</p> <p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。 当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券 (省略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (省略)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由 (1) 上場株式等 金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、<u>ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</u> <u>また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられますが、前述の理由により、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>4. その他 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>